

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 11 日

名古屋地方裁判所一宮支部執行係

裁判所書記官 鮎 川 智 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 7 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 5 月 14 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 5 月 21 日 午前 10 時 00 分 場 所 名古屋地方裁判所一宮支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 6 月 4 日 午前 9 時 50 分 場 所 名古屋地方裁判所一宮支部執行係
特別売却 実施期間	令和 7 年 5 月 28 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 5 月 28 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 11 日から当庁物件明細閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	26,030,000 20,824,000	一括	5,206,000	143,026	0
1	5,360,000				
2	50,000				
3	20,620,000				
備考					

物 件 目 録

- 1 所 在 一宮市南小湊字大日
 地 番 99番
 地 目 宅地
 地 積 373.55平方メートル

- 2 所 在 一宮市南小湊字大日
 地 番 98番3
 地 目 雑種地
 地 積 3.11平方メートル
 (現況)
 地 目 宅地

- 3 所 在 一宮市南小湊字大日 99番地
 家屋 番号 99番
 種 類 居宅
 構 造 軽量鉄骨造スレートぶき2階建
 床 面 積 1階 73.53平方メートル
 2階 71.04平方メートル
 (未登記附属建物)
 種 類 車庫
 構 造 軽量鉄骨造金属板葺平家建
 床 面 積 約36.28平方メートル

物 件 明 細 書

令和 7 年 2 月 21 日

名古屋地方裁判所一宮支部執行係

裁判所書記官 西 脇 治

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件所有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 一宮市南小渕字大日
地 番 9 9 番
地 目 宅地
地 積 3 7 3. 5 5 平方メートル
- 2 所 在 一宮市南小渕字大日
地 番 9 8 番 3
地 目 雑種地
地 積 3. 1 1 平方メートル
(現況)
地 目 宅地
- 3 所 在 一宮市南小渕字大日 9 9 番地
家屋 番号 9 9 番
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造スレートぶき 2 階建
床 面 積 1 階 7 3. 5 3 平方メートル
2 階 7 1. 0 4 平方メートル
(未登記附属建物)
種 類 車庫
構 造 軽量鉄骨造金属板葺平家建
床 面 積 約 3 6. 2 8 平方メートル

令和 6 年(ケ)第 45 号

令和 6 年 11 月 25 日受理

令和 7 年 1 月 21 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所 一宮支部

執行官 成 田 慎 一

物 件 目 録

- 1 所 在 一宮市南小渕字大日
 地 番 99番
 地 目 宅地
 地 積 373.55平方メートル
 共有者 持分10分の8
 共有者 持分10分の2

- 2 所 在 一宮市南小渕字大日
 地 番 98番3
 地 目 雑種地
 地 積 3.11平方メートル
 共有者 持分10分の8
 共有者 持分10分の2

- 3 所 在 一宮市南小渕字大日 99番地
 家屋 番号 99番
 種 類 居宅
 構 造 軽量鉄骨造スレートぶき2階建
 床 面 積 1階 73.53平方メートル
 2階 71.04平方メートル
 共有者 持分10分の9
 共有者 持分10分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件 1, 2	
現況地目	☒ 宅地(物件 1, 2) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略)のとおり	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者(共有者 A・B) ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し, 占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	物件 1 土地南西側には, カーポートが設置されている。	
建物	物件 3	
種類, 構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある { 種類: 車庫 構造: 軽量鉄骨造金属板葺平家建 床面積: 約 36.28 平方メートル	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者(共有者 A・B) ☐ その他の者 上記の者が本建物(居宅・車庫)を空き家の状態で, 占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項	本建物(主である建物)には, パナソニック製の太陽光発電システムが設置されている。	
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略)のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は, 「☒」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 物件2土地は、細長い形状をした現況宅地（地目雑種地）で、フェンス用地として使用されている。
物件1土地及び同2土地は、一体で同3建物の敷地として使用されている。
同敷地は、南側を道路に面している。
- 2 物件3建物は、令和2年8月新築の軽量鉄骨造スレートぶき2階建の居宅で、太陽光発電システムが設置されている（債務者兼所有者らから聴取できないため、所有権の帰属は不明）。
物件3建物の南東側には未登記の車庫（固定資産評価証明書によると令和3年2月建築）があるが、同3建物との位置関係・用途・所有者の同一性から、同3建物の未登記附属建物（課税あり）と認めた。
- 4 物件3建物及び未登記附属建物に、特段の不具合までは見当たらなかったが、いずれもメンテナンスされている様子はいかがわえず、築年数が短いことを考慮すると、同建物の保存状態は経年に比し悪い方と思われた。
- 5 物件1、2土地付近に存した杭又は金属鈎の状況、付近に設置されたブロック塀の状況、隣地や道路との位置関係及び概測の結果等から、同土地の形状については、土地建物位置関係図（概略）のとおりのもので認めた。
- 6 物件1、2土地は市街化調整区域内にある土地であるが、同土地にかかる法令上の制限や土壤汚染の有無の可能性については、評価人の評価書参照
なお、物件1土地には、一部不要と思われる物や、ナンバープレートの外された軽自動車が放置されていた。
- 7 債務者兼所有者A・Bに対しては、知れたる住所にそれぞれ連絡文書を送付したが、同Aについては物件3建物所在地宛の郵便があて所に尋ねあたらずで返送されており、同Bについては同3建物所在地外に郵便で送付しているが、同人から応答はない。
- 8 物件1、2土地上及び同3建物内の状況等から、同建物は、現在、債務者兼所有者A・Bが、空き家の状態で、占有しているものと認めた。
- 9 その他の本件調査結果は、本報告書2枚目及び3枚目のとおりである。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R6年11月26日 (火) 13:50-14:05	物件所在地	現地確認, 写真撮影 (外観), 全戸不在のため事務連絡 文書差し置き
R6年11月29日 (金)	郵 便	債務者兼所有者Aに対し, 現況調査日連絡書及び照会文 書送付 (回答なし)
R6年12月5日 (木)	郵 便	債務者兼所有者Bに対し, 現況調査日連絡書及び照会文 書送付 (回答なし)
R6年12月9日 (月) 15:00-16:15	物件所在地	物件1, 2土地及び同3建物の立入調査, 写真撮影, 評 価人同行
R7年1月16日 (木) 15:00-15:10	名古屋法務局一宮支局	公図, 地積測量図及び建物図面各取り寄せ

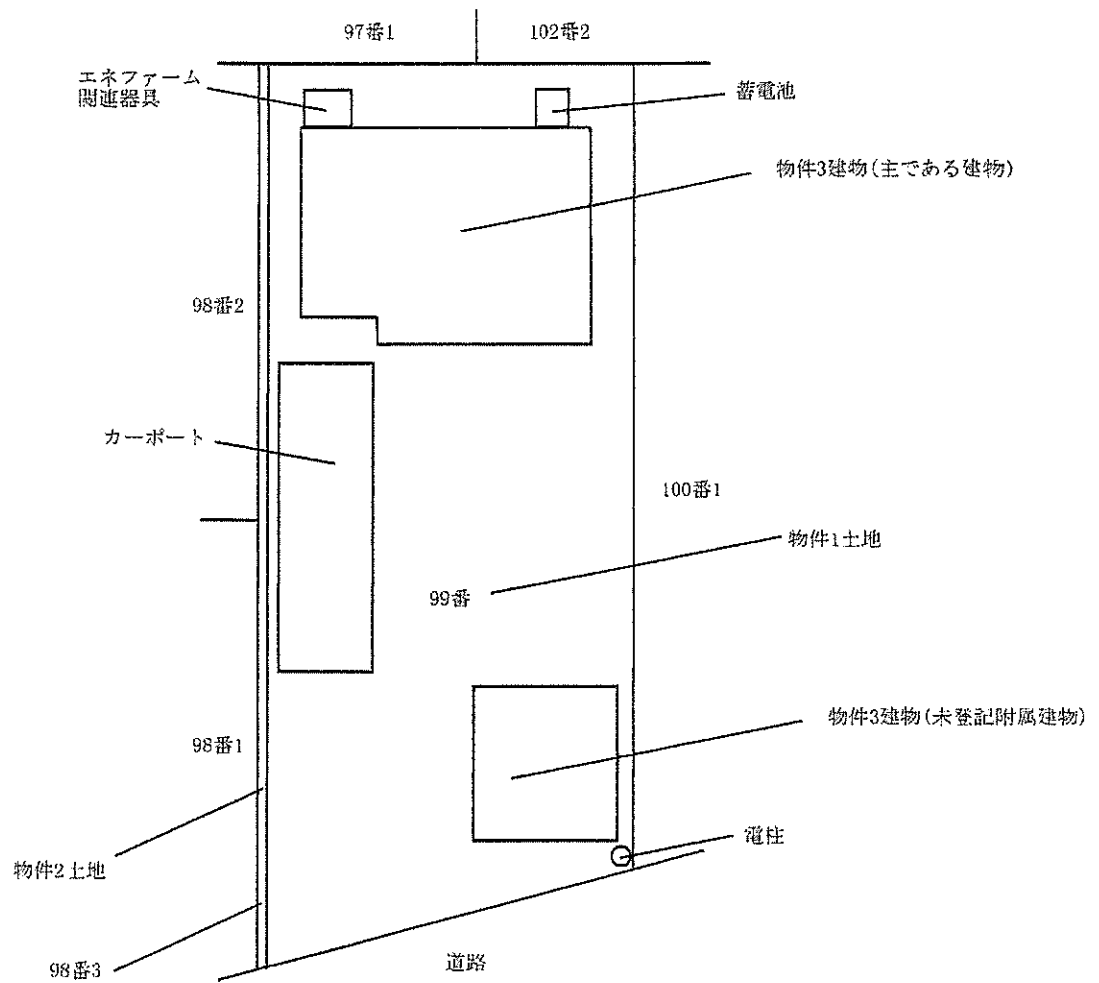
(特記事項)

■ 令和 6年12月 9日
対象物件(物件3建物主である建物)は, 全戸不在で施錠されていたため, 技術者に解錠させた上,
立会人を立ち会わせて立ち入った。

□ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）

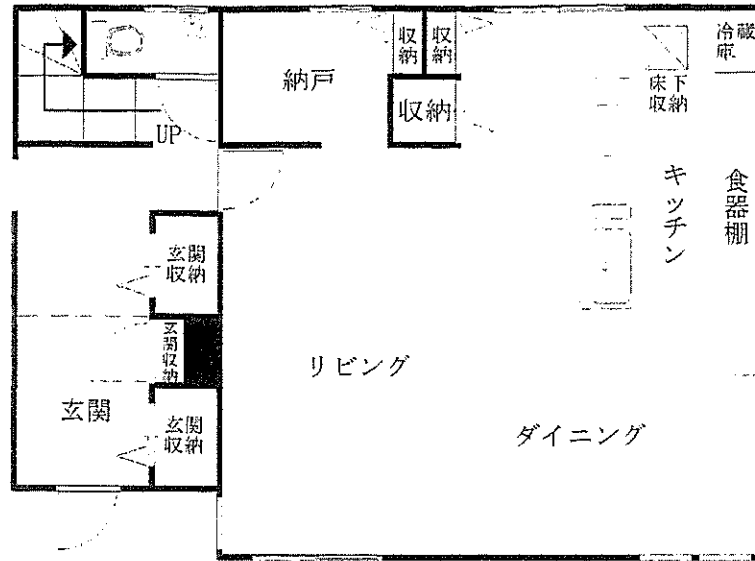


建物間取図(概略)

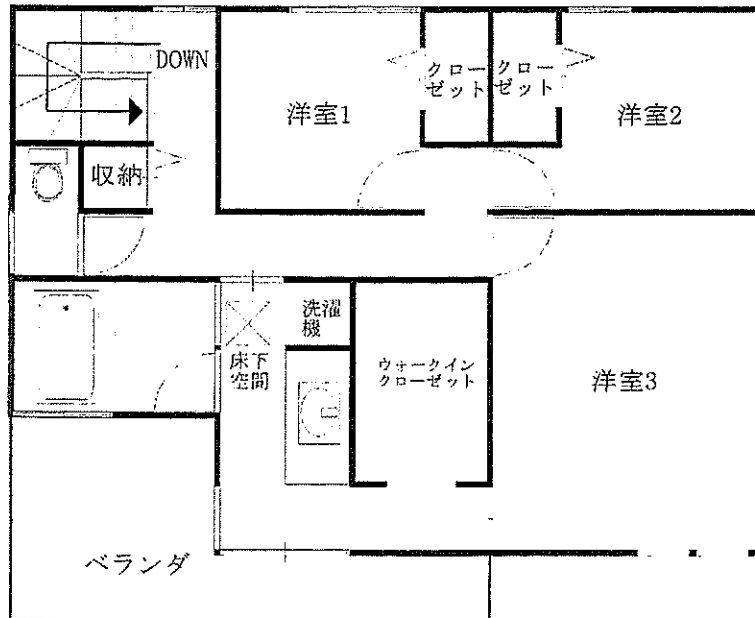


(主である建物)

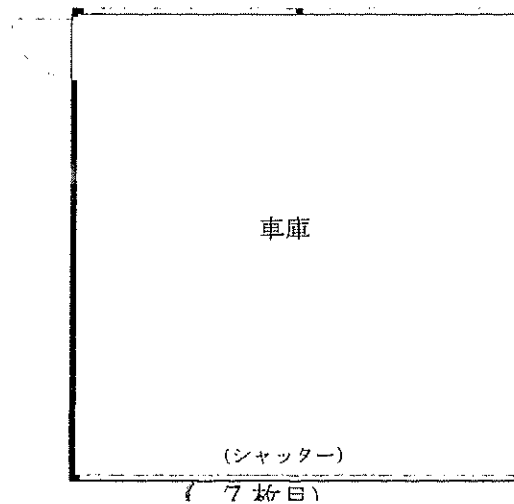
1階



2階



(未登記附属建物)



①

物件1,2土地及び同3建物

(南方より撮影)



②

同 上

(南東より撮影)



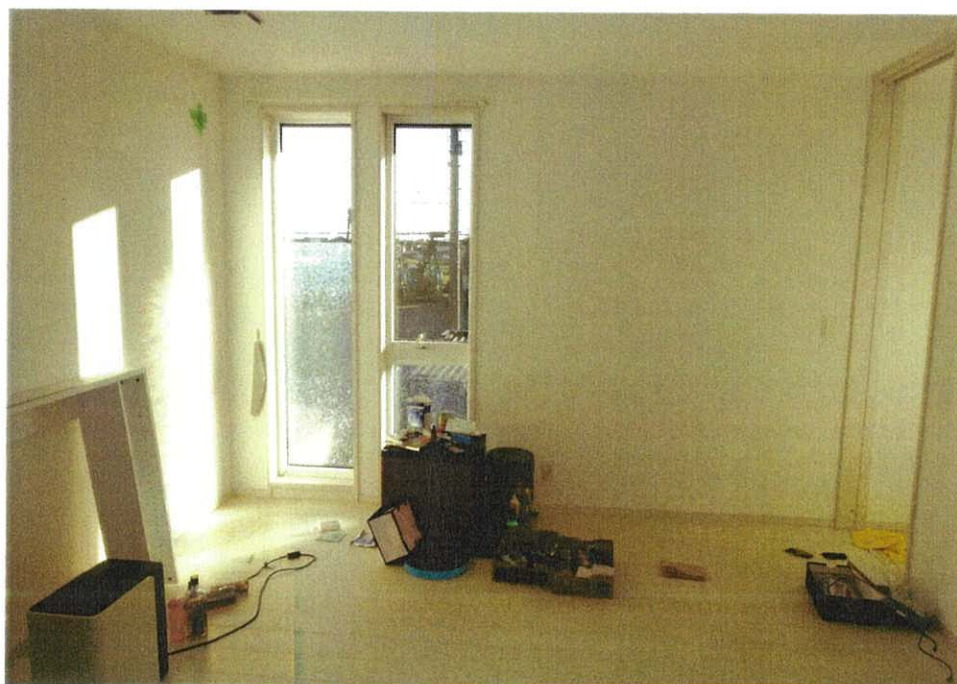
③

リビング・ダイニング



④

洋室 3



⑤

キッチン



⑥

浴室



⑦

未登記附属建物

(北西より撮影)



⑧

未登記附属建物内



(11枚目)

令和 6 年 (ケ) 第 4 5 号
令和 6 年 1 1 月 2 7 日 受 理
令和 6 年 1 2 月 9 日 現 地 調 査
令和 7 年 1 月 2 8 日 評 価

名古屋地方裁判所一宮支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

大 脇 淳 史

第1 評価額

一括価格	
金 2 6 , 0 3 0 , 0 0 0 円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 5,360,000 円
物件2 (土地)	金 50,000 円
物件3 (建物)	金 20,620,000 円

- ① 一括価格は、物件1乃至3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1及び2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	一宮市南小渕字大日 99番 宅地 373.55㎡	同左
2	所 在 地 番 地 目 地 積	一宮市南小渕字大日 98番3 雑種地 3.11㎡	宅地
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積 種 類 構 造 床 面 積	一宮市南小渕字大日99番地 99番 居宅 軽量鉄骨造スレートぶき2階建 1 階 73.53㎡ 2 階 71.04㎡ 144.57㎡	(未登記附属建物) 車庫 軽量鉄骨造金属板ぶき 約36.28㎡ その他は同左
番号	特 記 事 項		
2	現況地目は記載の通りである。		
3	未登記附属建物は記載の通りである。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1及び2）

位置・交通	名鉄犬山線「石仏」駅の西方・道路距離約3.1km (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅、農地、工場等が見られる住宅地域	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他規制	市街化調整区域 用途指定なし 60% 200% — 居住誘導区域外、都市機能誘導区域外 特定都市河川流域(新川流域)
画地条件	地積 形状 間口 奥行 その他	376.66㎡ ほぼ台形 約13.4m 約28.0～31.2m —
接面道路の状況	南側幅員約9mの舗装市道にほぼ等高に接面する(建築基準法第42条1項1号の道路)。	
土地の利用状況等	物件3の敷地として利用されている。 隣接地は居宅等である。	
供給処理施設(敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 ガス配管 下水道	あり(特記事項の通り) なし(特記事項の通り) なし(特記事項の通り)
土壌汚染の可能性の調査	過去の住宅地図を調査した結果、昭和38年時は農地又は未利用地、昭和59年時及び平成9年時は店舗又は事業所等と思われるが詳細は不明である。土壌汚染については調査機関による土壌汚染調査を行わないと確定できない。	
特記事項	1. 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 2. 全部事項証明書等から物件1は線引前宅地と思われる。 3. 一宮市建築指導課によると、物件1は既存宅地としての記録が見られるとのことであり、物件2の現況はフェンス用地と思われるが詳細は不明である。未登記附属建物の建築確認はないと思われる。立地適正化計画による居住誘導区域外、都市機能誘導区域外である。区域外の場合、一定の施設の開発行為や建築行為等について届出を要するとのことである。新川流域にかかる特定都市河川流域の区域内であり、土地の状況や規模等で該当する場合は許可等を要するとのことである。これらの詳細及び市街化調整区域のため建築の可否等は一宮市建築指導課、都市計画課、治水課等にて必ず買受前に確認を要する。 4. 水道は休止中、下水道はなく、浄化槽の可能性については浄化槽の器具は確認できず詳細は不明、ガスはプロパンが見られた。ただし関係者からの聴取ができなかったため、いずれも詳細は不明である。また供給処理施設を含む配管等の地中の状況は目視でき	

特記事項	ず、位置や配置等を明確に特定できないため、承継の手続き等を含め担当課にて必ず買受前に協議等を要する。これらの詳細は一宮市給排水設備課、道水路管理課等にて必ず買受前に確認を要する。 5. 主である建物のほか未登記附属建物が見られ、いずれも固定資産税の課税対象であった。 6. 電柱、カーポート、蓄電池、エネファーム関連器具のほか、ボンネット等が破壊された車が放置されていた。一部で草等が繁茂していた。防犯カメラらしき器具が見られたが詳細は不明である。また関係者からの聴取ができなかったため、門扉の開閉が自動か否か詳細は不明である。門扉やシャッター等を含めて各種の設備が正常に稼働するかも同様に不明である。なお、土壌汚染の可能性については「土壌汚染の可能性の調査」の通りであるが、隣地が製作所であることにも留意する。 7. 建物や工作物の接近、草等の繁茂により確認や計測等が困難な箇所があった。 8. 国土交通省ハザードマップポータルサイトで洪水リスク等の確認を要する(物件土地周辺は0.5～3m未満と推定されるが、詳細は当該資料にて確認のこと)。
------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載） 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	令和2年8月16日 新築 約4年 約21年
仕 様 （特記事項参照）	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	軽量鉄骨造 スレートぶき サイディング等 クロス等 クロス等 フローリング、フロアタイル等 電気、給排水設備等 太陽光パネル等
床面積（現況）	第3「目的物件」記載の通り	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅 3LDK＋納戸等（附属資料「建物間取図」の通り）
品 等	普通	
保 守 管 理 の 状 態	普通	
建 物 の 利 用 状 況	「現況調査報告書」記載の通り	
特 記 事 項	1. 1階の納戸でペットを飼っていたような汚れ等が見られたが、関係者からの聴取ができなかったため、ペットの有無も含め詳細は不明であった。 2. 2階の洗面室の床で床下空間の扉が見られたが、床下収納か否かは不明であった。 3. リビングや洋室3で模様のあるクロスが使用されていた。 4. 浴室のドアや壁は透明のため廊下から浴室を確認できた。 5. ソーラーパネルが見られたが、関係者からの聴取ができず所有権留保の有無も含め詳細は不明である。 6. 関係者からの聴取ができなかったため、仕様欄の内容の詳細は不明である。 7. 全体的に経年程度の汚れ、キズ、破れ等が見られた。	

区 分	未登記附属建物		
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日 (登 記 記 載) 経 過 年 数 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	令 和 3 年 2 月 日 不 詳 新 築 約4年 約11年	
仕 様 (特 記 事 項 参 照)	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	軽量鉄骨造 金属板ぶき 鋼板、タイル等 鋼板等 鋼板等 コンクリート等 電気等 特に無し	
床 面 積 (現 況)	第 3 「目的物件」記載の通り		
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	車庫 車庫1室(附属資料「建物間取図」の通り)	
品 等	普通		
保 守 管 理 の 状 態	普通		
建 物 の 利 用 状 況	「現況調査報告書」記載の通り		
特 記 事 項	1. 新築年月日は固定資産税の評価証明書による。 2. 関係者からの聴取ができなかったため、シャッターが自動か否か不明であった。 3. 北側に大きな窓があり、外部から車庫内を確認しやすい。 4. 関係者からの聴取ができなかったため、仕様欄の内容の詳細は不明である。 5. 全体的に経年程度の汚れ、キズ、破れ等が見られた。		

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1及び2)

目的土地の建付地価格を次の通り求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	50,600	0.90	373.55	1.00	17,010,000
2	50,600	0.50	3.11	—	80,000
合計					17,090,000

地価公示 一宮-32

地価公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $46,500 \text{ 円/㎡} \times 100.2 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 92 \div 50,600 \text{ 円/㎡}$
 (上三桁未満四捨五入)

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：形状1.00

◇地域格差：街路、交通、環境、行政条件格差等を考慮。

イ 個別格差：(物件1)形状1.00×規模0.91×奥行0.99÷相乗積0.90

(物件2)登記簿上、雑種地0.50

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格(物件3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
3(主)	220,000	144.57	0.68	21,630,000
3(未)	121,000	約36.28	0.59	2,590,000
合計				24,220,000

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

(主である建物)

- ・経済的全耐用年数 25 年、経過年数 4 年、経済的残存耐用年数 21 年、観察減価及び中古住宅の市場性 20 %、残価率 3 %
- ・現価率 = {残価率 3 % + (1 - 3 %) × (経済的残存耐用年数 21 年 / 経済的全耐用年数 25 年)} × (1 - 観察減価等 20 %) ÷ 0.68

(未登記附属建物)

- ・経済的全耐用年数 15 年、経過年数 4 年、経済的残存耐用年数 11 年、観察減価及び中古住宅の市場性 20 %、残価率 3 %
- ・現価率 = {残価率 3 % + (1 - 3 %) × (経済的残存耐用年数 11 年 / 経済的全耐用年数 15 年)} × (1 - 観察減価等 20 %) ÷ 0.59

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、更に競売市場修正等を施して、下記の通り評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	17,010,000	0.50	法定地上権	8,510,000
2	80,000	—	—	0

イ 土地利用権等割合：物件1は土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。
物件2は登記簿上、雑種地で現況も建物はないと思われるため考慮しなかった。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除 及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	17,010,000	－ 8,510,000		0.90	0.70	5,360,000
2	80,000	± 0		0.90	0.70	50,000
3	24,220,000	＋ 8,510,000	1.00	0.90	0.70	20,620,000
一括価格 (合計)						26,030,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：関係者からの聴取ができなかったこと、太陽光パネルの所有権留保が不明であること、廃車と思われる動産が見られたこと、洋室や浴室等で使用者の嗜好が見られたこと及び第4. 1. 2の特記事項を考慮した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

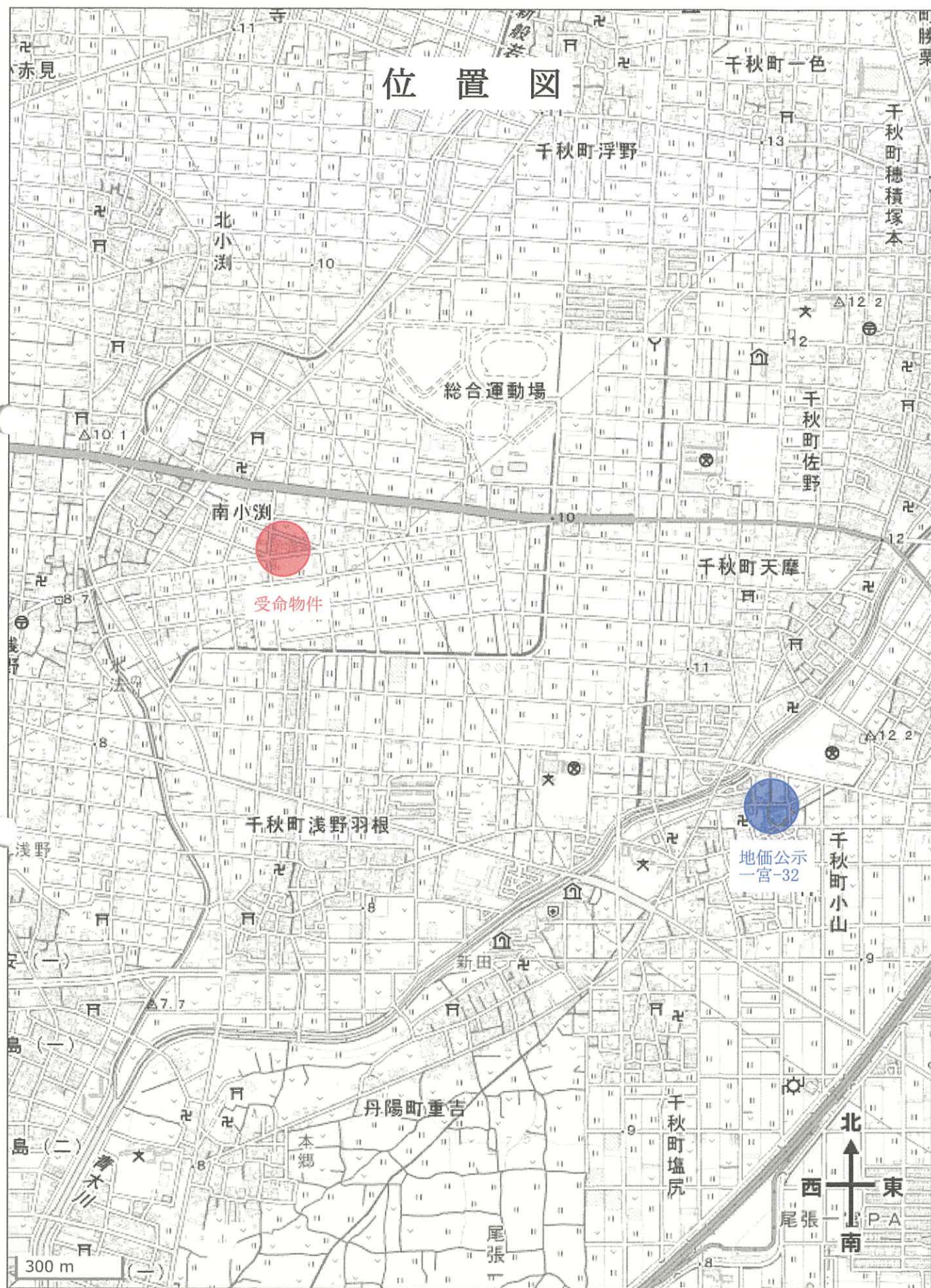
第6 参考価格資料

地価公示価格 : (一宮-32)
所 在 : 一宮市千秋町小山字城82番
価 格 : 46,500円/㎡
位 置 : 名鉄犬山線「岩倉」駅の北西方約2.7km
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 151㎡
供給処理施設 : 水道、下水、ガス
接 面 街 路 : 北側4.7m市道
用 途 指 定 等 : 市街化調整区域(建ぺい率60%、容積率200%)
地 域 の 概 要 : 一般住宅、農家住宅、農地等が混在する住宅地域

第7 附属資料の表示

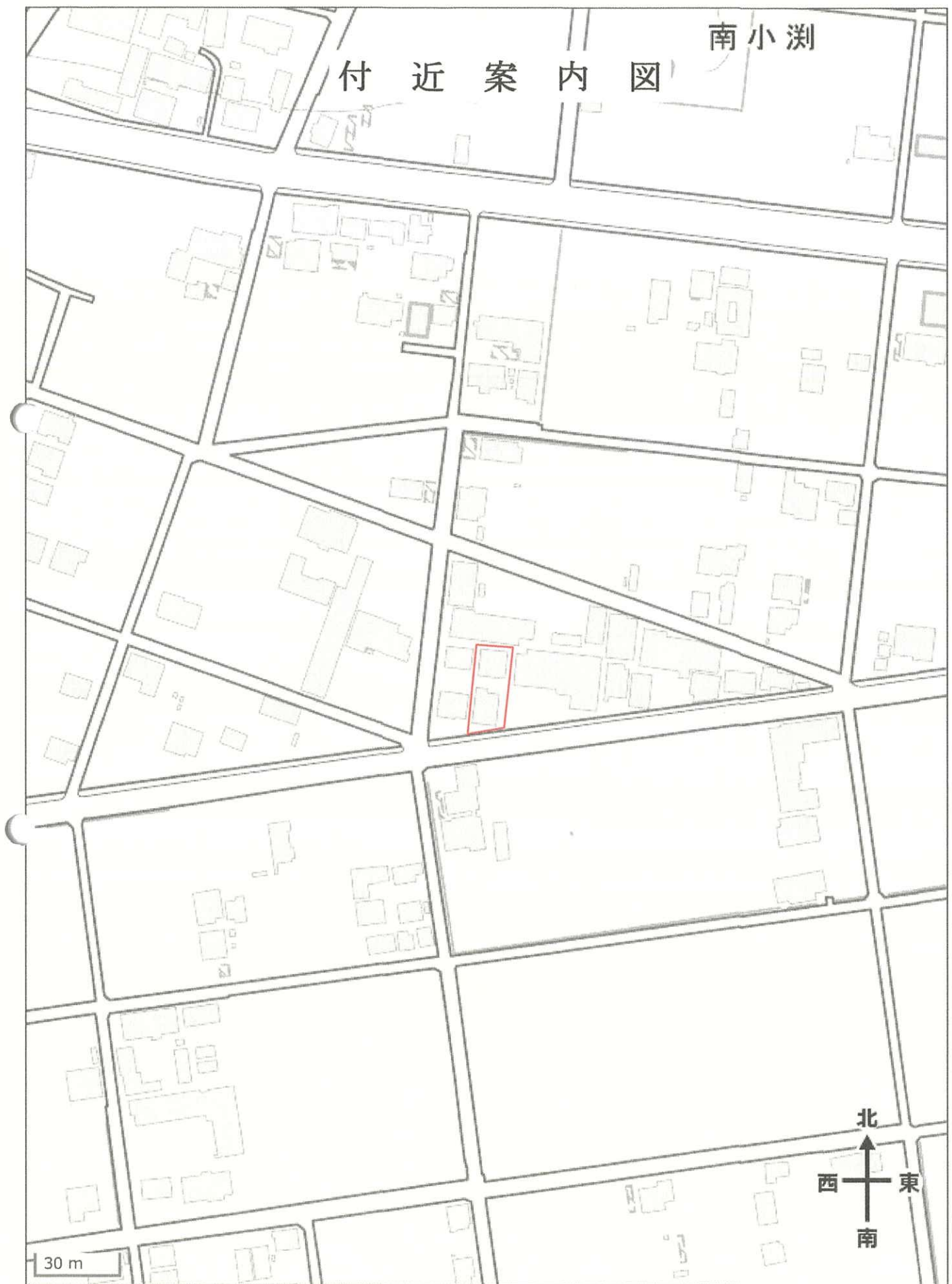
- 1 位置図(国土地理院)
- 2 付近案内図(国土地理院)
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面写・各階平面図写
- 6 土地建物配置図(概略)
- 7 建物間取図(概略)
- 8 現況写真

以 上

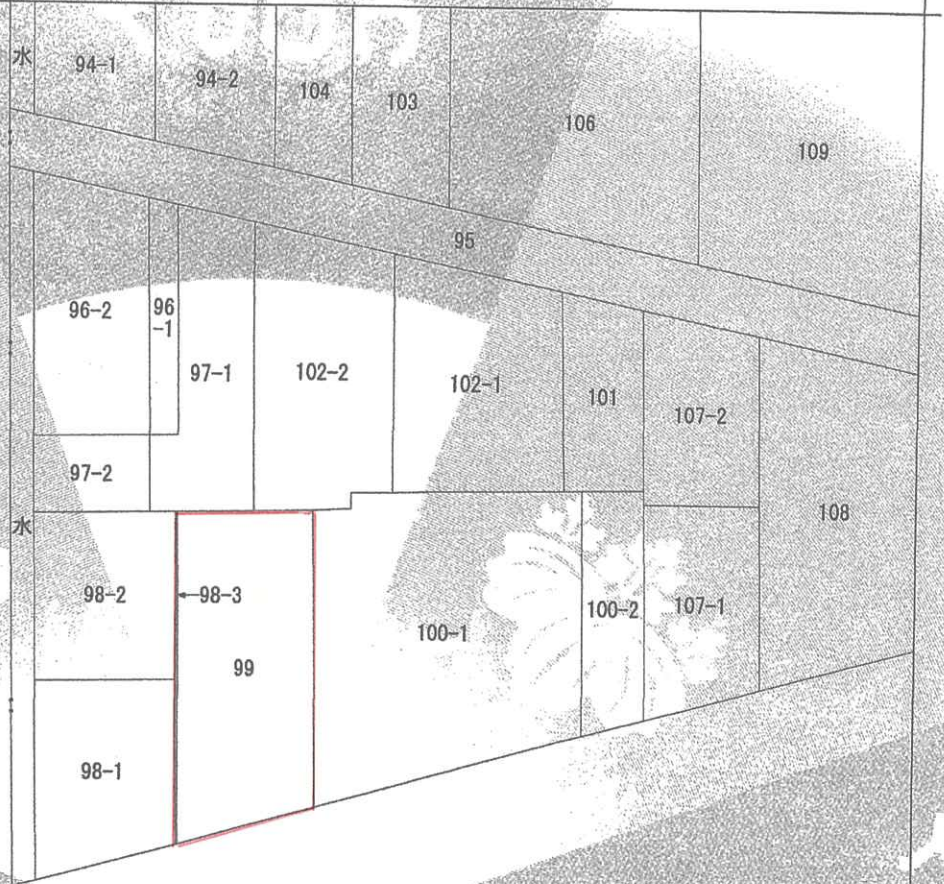


南小湊

付 近 案 内 図



出典：国土地理院



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
南小淵
字大目

請 求 部 分	所 在 一宮市南小淵字大目				地 番 99番			
出 力 尺 寸	1/500	精 度 区 分	甲三	座標系又 番 号 記 号	分 類	地図に準ずる図面	種 類	土地改良所在図
作 成 年 月 日	昭和42年8月14日				備 付 年 月 日 (原図)	昭和60年1月31日	補 記 事 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局一宮支局管轄)

令和6年10月8日
福岡法務局

地図整理番号：M64081

登記官

登記年月日：平成20年1月18日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局一宮支庁管轄)

令和6年10月8日

福岡法務局

登記簿

土地所在図

地番 98番1、98番2、98番3

土地の所在 一宮市神小機字大日

求積表

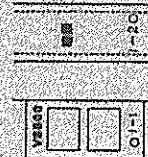
地番 ① 98番1				
NO.	X _n	Y _n	$Y_{n+1} - Y_{n-1} \times X_n$	$(Y_{n+1} - Y_{n-1}) \times X_n$
17	101.031	113.348	-16.045	-1620.53740
1	100.000	100.000	-10.246	-1024.500000
11	118.408	103.103	16.040	1389.23240
16	116.225	116.040	10.246	1190.73125
合計				444.920126
合計面積				222.460063
合計				222.46 m ²

地番 ② 98番2				
NO.	X _n	Y _n	$Y_{n+1} - Y_{n-1} \times X_n$	$(Y_{n+1} - Y_{n-1}) \times X_n$
16	116.225	116.040	-15.691	-1823.65475
11	118.408	103.103	-10.299	-1219.46394
2	134.066	106.741	16.691	2103.457006
15	131.782	118.784	10.289	1357.016838
合計				417.32974
合計面積				208.6619670
合計				208.66 m ²

地番 ③ 98番3				
NO.	X _n	Y _n	$Y_{n+1} - Y_{n-1} \times X_n$	$(Y_{n+1} - Y_{n-1}) \times X_n$
4	101.039	113.461	-5.544	-560.160216
17	101.031	113.348	5.343	539.80693
16	131.782	118.784	6.544	730.488528
9	131.745	118.892	-5.343	-705.815836
合計				6.229410
合計面積				3.117050
合計				3.11 m ²

合計面積 434.2337645 m²

地番		面積
① 98番1		222.4600635 m ²
② 98番2		208.6619670 m ²
③ 98番3		3.117050 m ²



引換点	NO.	家	地番	面積
1	1	VS	98番1	121.313
2	2	VS	98番2	102.744
3	3	VS	98番3	100.951

(全員専用)

作成者

縮尺

申請人

縮尺 1/250

A4判に縮小

単位=m

境界点	地番	面積
①	98番1	222.4600635 m ²
②	98番2	208.6619670 m ²
③	98番3	3.117050 m ²

201.18
処理

登記年月日：令和2年8月20日

これは図面に記載されている内容を示明した書面である。

(名古屋市建設局一室支店管理)

令和6年10月8日

建設局

登記官

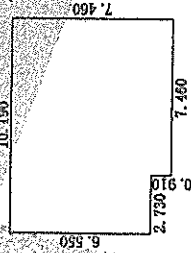
A4判に縮小

建物平面図

家屋番号 99番

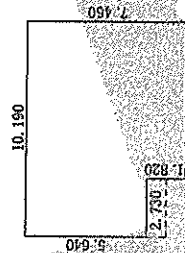
建物の所在 一宮市南小淵字大日99番地

1階

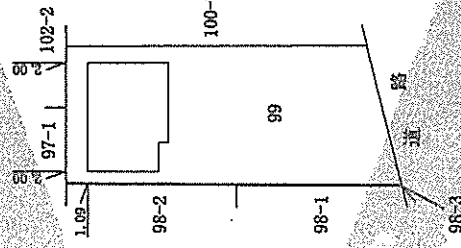


求 積 表			
7.460×0.910	$=$	6.788500	
10.190×6.550	$=$	66.744500	
合 計		73.533100	
床面積		73.53 m ²	

2階



求 積 表			
7.460×1.820	$=$	13.577200	
10.190×5.640	$=$	57.471600	
合 計		71.048800	
床面積		71.04 m ²	



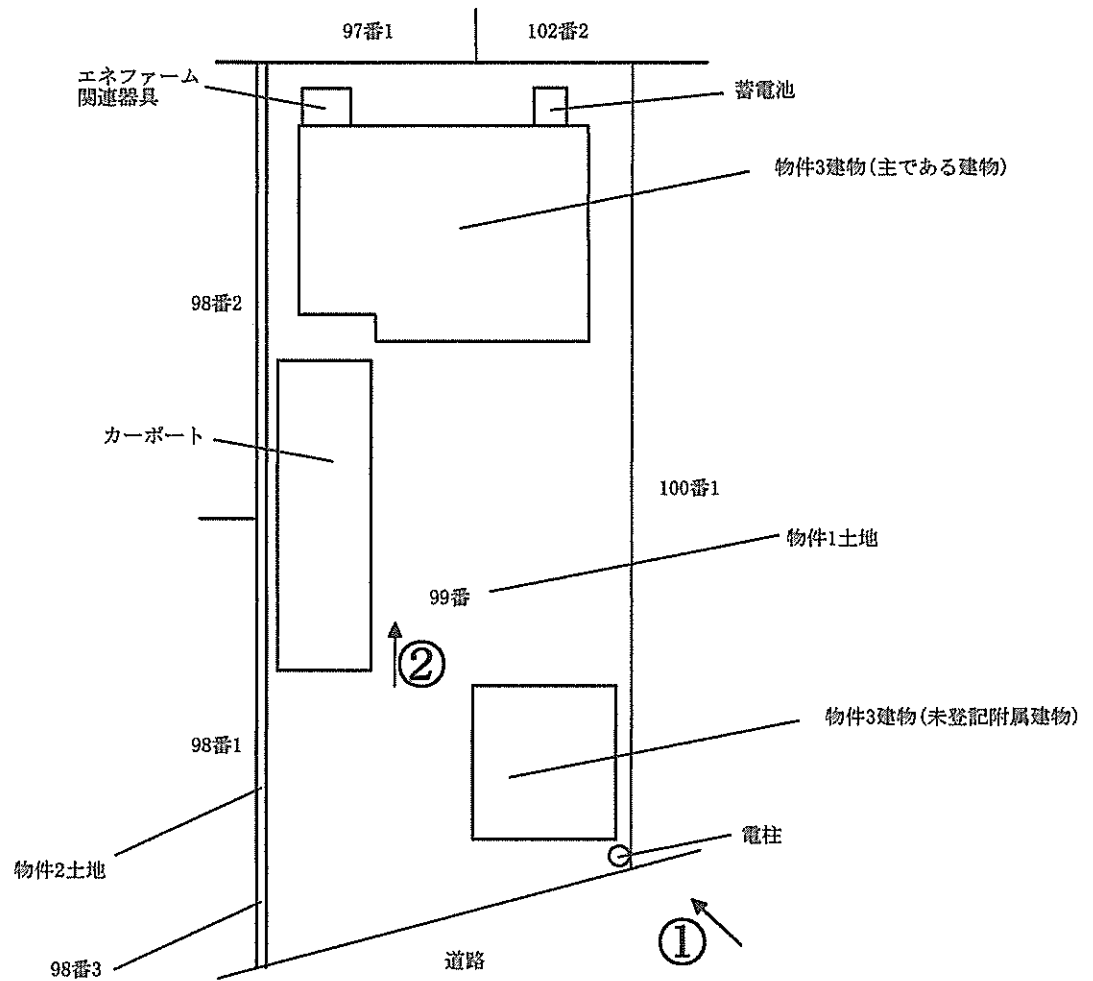
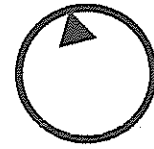
作成者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

土地建物配置図(概略)

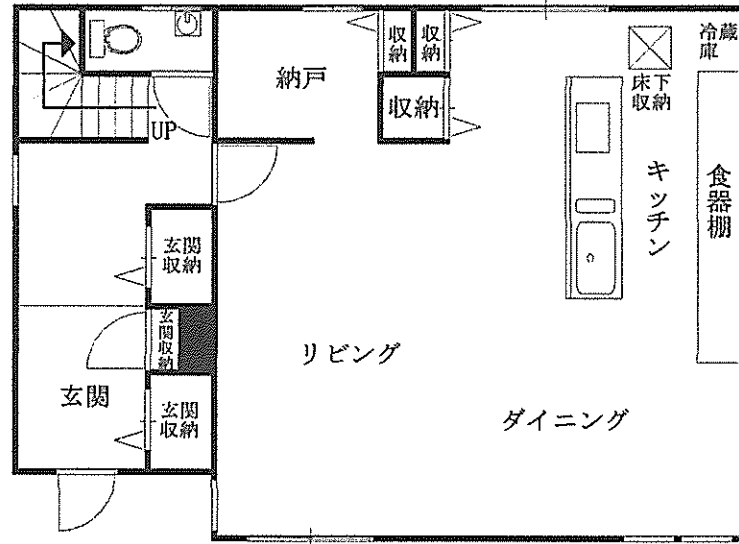


※番号は附属資料「現況写真」の写真番号である。

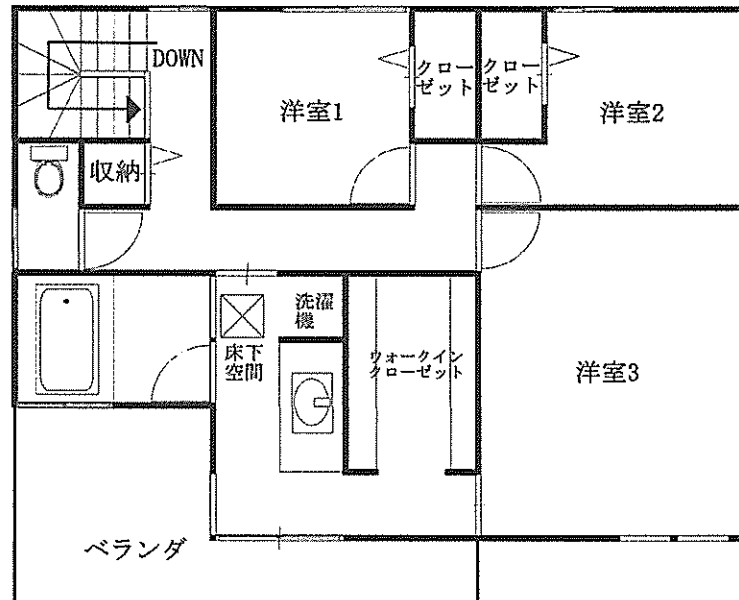
建物間取図(概略)

(主である建物)

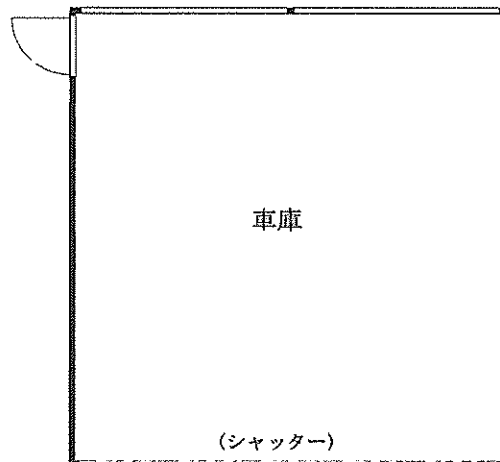
1階



2階



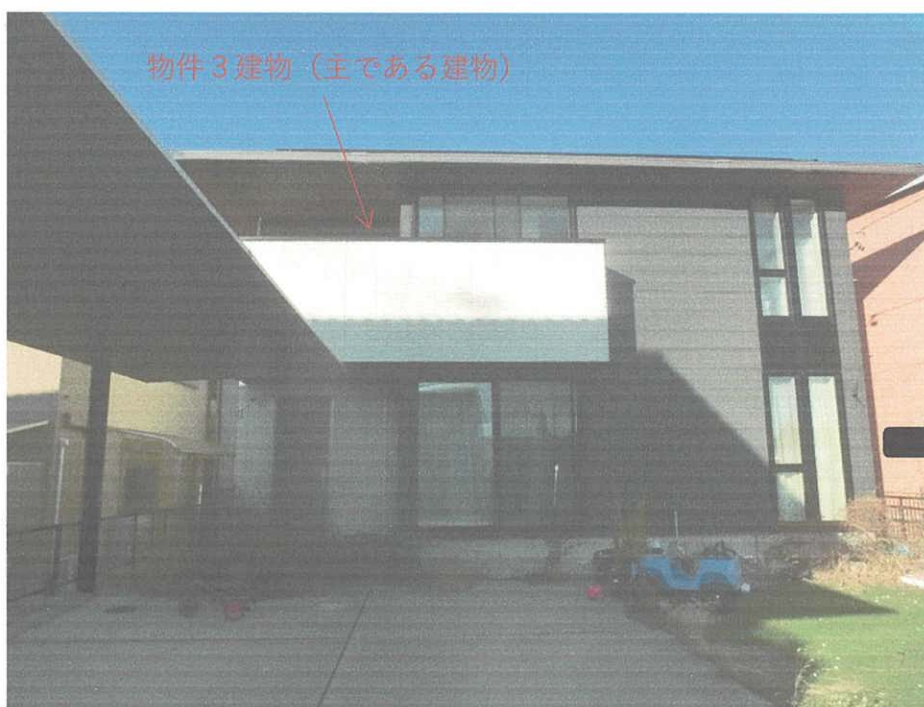
(未登記附属建物)



現況写真



写真①



写真②